

(2) 検討部会の組織及び協議される議題について

1 . 検討部会の組織

検討部会の組織及び運営について 第 2 回協議会資料より

- ・委員の中から検討部会員（以下「部会員」）を選出(設置要綱第 6 条より)
- ・選出された委員の中から部会長、副部会長、書記を選出
会長・・・
副会長・・・
書記・・・
- ・検討する課題によって、外部から参考人（地域の医療機関や介護サービス事業所に従事する職員など）を招いて討議
参考人への依頼は事務局が行う
- ・検討部会の開催日時や頻度は各検討部会で決める
- ・会議を行う場所は市で管理する会議室や施設を提供

2 . 検討部会で協議される課題 【参考資料 4】

1) 各職能団体の調査で抽出された意見からわかった課題の検討

例：課題の解決策の検討や他に考えられる課題の抽出及び解決策の検討、など

2) 地域特有の課題の抽出及び検討

例 地域にある医療機関と介護事業所が調整を行う上で障害となっている問題の抽出及び解決策の検討など

3) 情報共有ツールの検討

例 共有ツールの各団体より抽出された様式の検討、ツールの作成、など